

蟹江町スポーツ施設使用料

蟹江町体育館・蟹江町体育館分館

利用時間 / 区分		使用料 / 単位 円				
		午前 9～12時	午後1 12～15時	午後2 15～18時	夜間 18～21時	全日 9～21時
体育館 午前9時～午後9時	全面	2,220	2,220	2,220	4,440	11,100
	半面	1,110	1,110	1,110	2,220	5,550
体育館 分館 午前9時～午後9時	全面	1,110	1,110	1,110	2,220	5,550

蟹江町立学校体育施設

利用時間 / 区分		使用料 / 単位 円		
		午前 9～12時	午後 13～17時	夜間 18～21時
各小学校屋内運動場	全面	1,110	1,500	2,220
各中学校屋内運動場	全面	2,220	3,000	4,500
	半面	1,110	1,500	2,220
中学校武道場	全面	740	1,000	1,500

※ 屋内体育施設について

- 1) 午前・午後の照明使用料については、料金×1/2倍の料金を加算する。

施設名	施設使用料
蟹江中学校 (屋外夜間照明)	午後7時～午後9時 2,500円/1時間

都市公園運動施設等

施設名	施設使用料
佐屋川グラウンド 学戸公園グラウンド 日光川ウォーターグラウンド 蟹江川南緑地グラウンド	1面 740円/1時間

施設名	施設使用料
河川・河川南テニスコート	1面 370円/2時間

- 備考) 1) この使用料金の適用は、令和2年4月1日以後の利用申請日とする。
 2) 利用時間については、準備・後片付け・整備・清掃時間を含む。
 3) 使用料の納付を確認後に、許可書を交付する。
 4) 雨天又はグラウンドコンディションが悪く使用できない場合は還付する。
 (使用料還付については、活動報告書を提出して確認する。)
 5) 使用料の減額金額については、お問い合わせください。